

文教委員会議録第二十一号

昭和三十一年三月二十八日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 佐藤観次郎君

委員 赤城 宗徳君 加藤 精三君

坂田 道太君 米田 吉盛君

辻原 弘市君 山崎 始男君

伊東 岩男君 稲葉 修君

植木庚子郎君 北村徳太郎君

久野 忠治君 杉浦 武雄君

田中 久雄君 千葉 三郎君

塚原 俊郎君 並木 芳雄君

町村 金五君 山口 好一君

河野 正君 木下 哲君

小牧 次生君 高津 正道君

野原 覺君 平田 ヒデ君

山本 幸一君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 式君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

三月二十八日

委員町村金五君辭任につき、その補欠として植木庚子郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますからこれを許します。高津正道君。

○高津委員 昨日に就いてこの法案について質問をいたします。この法案に対しては目下どうごうたる非難が起っており、その非難の台風は日を追って吹きつるばかりであります。私はこれは文部大臣として十分に御留意いただきたいと存じます。

すなわちその実情を申し上げますが、第一は、東京方面の教育界の最高の權威矢内原東大總長初め現役大学学長八名、元大学總長二名、計十名の反対声明がありました。

第二は、これに続く関西教育界の最高權威、これまた瀧川幸辰總長を初めとする十三名の反対声明であります。

第三は、大学教育を受けつつある大學生十八万人の一大集團である全學連の右の反対声明に対する支持声明であります。

第四は、全国都道府県教育委員會議議會すなわち全教委と、全国教育委員會委員連絡協議會すなわち全地教委と、これら全国の全部の教育委員がこぞって反対声明を出しているという事実。

第五は、これらの教育委員と日教組との關係は、從來犬とサルとの間柄であつたわけでもありませんが、しかし親類同士という間柄でもなかつたのであります。ところが一たびこの法案の内容を見るに至り、一切の行きがかりを一擲して、この法案に関する限り、教育の危機事ここに至つては熱視でないと共同戦線に立ち、本法案反対の共同声明を發表するという新しい事態まで生まれつつあるものであります。

第六は、大臣も委員各位も御存じの教育界の元老、ベスタロッチ研究の權威たる長田新氏を會長とするあの日本教育學會は、この法案を學問的立場から検討中でありましたが、今月十九日本法案に反対する第一次声明を發表し、これを文相あてにはもちろん、私たち文教委員にも提出して参りました。

第七は、學問、思想の自由を守り、教育の統制に反対する聲明發起人会から、昨日私たち文教委員に対して反対の聲明を持つて参つたのであります。これも二百四十四名の連名になるものであります。非常に權威のあるものと認めます。

第八は、これまた昨日東大の勝田守一教授ら五名の代表が全国六百十七名の有名教授の本案に反対する抗議文を

当文教委員長佐藤観次郎君に提出されました。

第九は、学校の先生方に常々會つて、教育を語り合ひ、教育についてともに種々な協議や行事を行なつてゐるところの、一般國民の水準以上に教育の愛好者であり理解者であるPTAが、純々としてこの教育委員會骨抜き法案の反対に立ち上ろうとしておるのであります。

かくのごとき足並みそろつた反対機運の大きさ、高さ、深さと申しましようか、それは全く前古未嘗有のものであります。教育界はこれより大荒れに荒れようとしておるのであります。おれたちは多数派だ、数で押し切ればいいのだという態度で臨むことは、はなはだ亂暴な文部行政ではないでありましようか。このような、教育關係者のほとんど全部といつていいほどの人々が反対する場合には、それらの事情を大所高所から冷静に勘案され、とにかく大切な教育のことでありますから、強引な処置は見合せられるのが妥当ではないでありましようか。このよう

な反対があるのに、この法案を通過させ、実施するのははなはだ亂暴な文部行政であるという点、他と違ひ教育のことなのだから、これらの圧倒的な反対は十分に勘案してこの法案は見合せるがよからうという点、この二点が質問の要点であります。突進するばかりがよいという言葉があります。強いばかりが男でないというわが國に伝わる貴重な人生訓を一応大臣が思い浮べら

れて御答弁をいただきたいと存じます。

○清瀬國務大臣 今御列挙の九つの意見について、私がまだ存じないものもございしますが、しかしながら教育に関する立法はきわめて大切なものでありますから、私の手元に來ますれば、よく拝見いたそうと思つております。

○佐藤委員長 ただいま清瀬文部大臣が内閣委員會から呼ばれておりますので、三分間だけちよつと中座されますので、まことにそれ入りますが、竹尾政務次官にまず質問をしていただきたいと思ひます。

○高津委員 昨晩新聞を讀んで見ますと、一日一盗、一日に一つずつ盗みをする。刑務所を開放されて毎日一回は必ずどろぼうをするという悲願を立てて、四十万円だか四百万円だかのどろぼうをした、そういう記事を読んだのであります。(四十五万円だよ)と呼ぶ者あり。第一回が四十五万円であつたかと思ひます。それから同じよう

満了した者を、保護監察のようにまた予防拘禁のように――共産党の人をそのように扱ったことがありますが、これだけの事例が一週間に四つあったからといって、そういうことをやるということは、私は乱暴な処置だと思えます。竹尾政務次官にお尋ねするのでありますが、現在の文部大臣が持つておられる材料は、教育の中正が侵されておるといふ。何だ何だといつて聞いてみれば、かびのはえたような京都の旭ヶ丘事件、あるいはまた山口県の日記問題、あるいは卒業証書をもつたらずに先生をなぐつた。教育は非常に今問題になっておるので、この法案をやれば出さねばならない事情があるのだ、中正に欠けておるとし、国民一般の考へておるようには教育が進んでないから、この法案を出したというふうに言われるのでありますが、そんな二つや三つや十五のそういう材料によつて大きなものに取組むには材料が足りないだらう。不完全なる論拠によつて事を行わんとするものであらう。一日一犯の記事があつたからといって、刑務所を出さないようにするといふ、それほどこれは乱暴な法律案だ、こう考へるのであります。そういう不完全なる論拠に基いて、そうしてこういうような法律案をこしらへることは、不穩当である、論理において欠けるところがある、私はこう考へるのであります。あなたはこのようにお考へでしょうか。

○竹尾政府委員 ただいまの高津委員のお尋ねは、この新しいと申ししましうか、今度の教育委員会法案提出のことだと思ひますが、この法案は御承知のように全文ほとんど書きかえてはおりますけれども、その精神は従来の教育委員会法を改正する、こういう立場で提出したものでございまして、事新しく全然變つた委員会法案を出す、こういう意味ではないのでございまして、従来の教育委員会法の精神を取り入れまして、条文はごらんの通り全然變つてはおりますが、その精神は従来と同じような教育委員会法の精神にのつて出たものであるといふことをよく御了承願ひたいと思ひます。

○高津委員 この法案を見ると、今までも問題になりましたが、文部大臣が中央において県の教育委員会を抑え、県の教育委員会からまた市町村の教育委員会を抑えるようになり、文部大臣が中央から統制するといふようになっておるのであつて、地方分権といふものはまるで殺されておるといふようにわれわれは考へるのであります。前の教育委員会法をほんの少しついただけであつて、その精神は死んでおらないと言われるのであるが、これは法案の審議が進むにつれてこまかい質問に入りますけれども、前の教育委員会というものは直接選挙によつて行われるところが非常に重要なのであります。それが、それを思いのまま任命制に切りかえたのであるから、前の教育委員会法をちよつと修正したといふのは詭弁のように私は考へます。その他にも理由はあります。

○竹尾政府委員 ただいま申し上げました通り、精神におきましては従来の教育委員会法の精神を取り入れました。が、しかし条文全体を見ますと、ごらんの通り非常に變つております。變つております点は、高津委員の御指摘の通り、公選制を任命制に變えたといふようなところももちろん變つております。また市町村との調整、調和をはかるという意味合いにおきまして、予算その他の点におきましては非常に變つております。それから人事権の問題につきましても御承知のように變つておりますが、しかしながら行政委員会といつたしまして、教育プロパーのこととはこの委員会であつていふこと、精神そのものは従来の教育委員会法の精神と變つておらない。私どものねらつておるところはその点でございまして、教育プロパーの点を充実に、民主化したしまして、従来の委員会制度をもつてさらに充実にした民主的なものを作つていきたい、こういう考へのもとに提案したのでございまして。

○高津委員 文部大臣がお見えになりましたが、竹尾さんにもう一つ伺ひます。人事権は上に握られてしまつた、いわゆる地方自治体の長に。また都道府県の教育委員会の教育長の任命の場合も、あらかじめ文部大臣が承認を与えなければいけないといふように人事権も握られ、そして今度大臣の答弁を聞いても、また當然の論理でもあるが、罷免権もちゃんと持つておる、予算に關しても権限がなくなる、そういうようにしておつて、前の教育委員会法の精神はちよつともこわしてはいないのだ、あなたは教育プロパーを行政機関としてそこでやるのだ、こう言われるけれども、権限をすっかり骨抜きにしてしまつて、形だけを存してあるのがこの法律案であつて、精神はまるで殺されてしまつてゐると私は思ふのです。形だけほんの少し残してある、八割と二割とすれば、二割残して八割を殺してしまつたというのが公平な見方だらう

と思ふのですが、精神は生きておる、教育委員会は存置したので、やはりこゝ主張されるのですか。四捨五入的にいへば、二対八ですから常識的にいへばこれはもうなくなつたものです。

○竹尾政府委員 ただいま人事権の問題が言ひましたけれども、人事権につきましては、これは主として地教委の問題になりましようが、従来いろいろの面において非常に欠陥が多い、これは直していかなければならぬといふことは私もそう考へておりましたし、おそろく高津委員も人事交流その他にかんがみまして、この人事権の問題は直さなければならぬといふお考へが非常に強かつたのではないかと私は拝察申し上げるのですが、そういう地教委の悪い点はこれを直していまして、従来の案よりもより民主的なものに変えていきたい、こういう考へのもとに人事権の問題も解決したわけでございます。これは地教委の方から見ますれば非常に四捨五入的なものになるかもしれませんが、教育委員会全体として見ますれば、人事権をこれから變えていくといふことについては、やはり非常な前進である、こういう工合に私は考へておるのでございまして。

さらに高津委員は地方分権あるいは中央集権といふような問題についてお説を述べられました。民主主義のそのした本質問題については、高津委員は一番よく御存じのはずでございまして、今中央集権的な民主主義あるいは地方分権的な民主主義については私も議論する場面ではございませぬ。その点はむしろ高津さんから御指導をいただきたいという氣持でやつておるのでございまして。

○高津委員 私は竹尾政務次官に対する質問は保留しておきまして、大臣が歸つてこられましたから大臣にお尋ねいたします。

戦後はまるで變つた新教育時代に入つてゐるのですが、新教育にもいろいろな美点があつたと思ふのであります。大臣の、新教育に対する欠点ばかり拾つておきたいと思ふのであります。だからと言ふのがむづかしいけれども、条約でけつこうです。

○清瀬國務大臣 戦後の教育は第一に從前の詰め込み教育、章句の暗唱といつたような方法を改めて、生徒また児童が自發的に啓蒙するといふ方法に進んでおります。これは一つの進歩だと思ひます。第二には自由主義精神が浸透してきたことも私はいふことだと思つております。それから教育が服従を基準としないうで個性の発達を基準としたこともいふことだと思つております。さらに教育の期間を世界水準にすなわち六・三制の九年間にしたこと、もよかつたと思つております。反面これが財政に及ぼす影響もございするけれども、教育自身はよかつたと思ひます。もう一つは児童に機會の均等を与えることにしたのもよかつたと思ひます。

なお教育制度に關しましては、一般の行政とまるきり離れてはいけません。教育委員会といふものを設けて、教育行政に専心することにいたしました。いい方面だらうと思つております。ただし、それがために多少の弊害を生じ世間の非難も出ましたから、ここにわれわれはその改善の案を提出した、こういうことになっております。

教育ミッションの勧告を受けて、少しアメリカの方が入り過ぎてゐる。聲骨に言えば、そこをどうするか。除こうといったような考えなのであります。自由主義、個人主義にしても、純日本的にやってみよう、こういうので、私就任以来、教育に關し米人などに一べんも会つたことも、手紙をもうたこともありません。語弊がありま

ものが、すばらしく大きなものであつて、アメリカ映画が輸入映画の六割五分くらいを占めておるのでしようか、あるいはまたアメリカの文化支配、日本に対する宣洩洪水というか、文化支配という面が非常に多いと思つてゐる。大臣はその点を、純日本的な見地から、どのようにお考えになつておられますか。

○清瀬國務大臣 あなたのおっしゃる文化支配という言葉は、初めてきょう拝聴したのでありますけれども、戦後の状況から、アメリカの文化のいいところも悪いところも合せて、わが國は影響を受けておることは事実であります。いい方は人をもつて言を捨てず、たとえ外國から来るものでも振取したらよろしいので、日本の文化は中國、インドの文化を振取したのであります。それと同様でございますけれども、また反面は、捨てなければならぬことがたくさんあります。映画、印刷物等の影響についても、どうすればいいかと私は苦慮しておるところでございます。

○高津委員 この間ダレスさんが来て、日本はソ連に抑留者がおるのであるから、そこをどうするか、その真意を、私の言葉に直せば、意味は同じですけれども、反ソ感情をおおひ立てればいいじゃないか、こういうようなことで勧誘しておるのであります。そうしてまたもとへ戻れば、あのダレスがあつたことはロバートソン國務次官補と話し合つてくれといつて、数日間残していったあのロバートソンなる人物は、一昨年池田勇人氏が向うへ行かれた場合に、会談をして、その議事録が朝日新聞にスクープされて、そ

これは作りごとでも何でもないので、そういうことをはめることができないのであります。愛國心やいろいろなことを広報活動を通じて、教育を通じて、もつとやらねばならぬ、日米両当事者はこれを了承したということがはつきり書かれておる。私たちは、復讐です、高津個人ではない、私たちは、すべての文化行政の根源はそこから出ているので、海のかなたからあつたおるものであつて、その回り舞台の上に乗つておる人間が、直接にアメリカ人と会おうが会うまいが、手紙をもらおうがもらまいが、回り舞台の上で自分を回つておることを知らないで、踊りを踊つておるのである。文部省の行政はアメリカのひもがついておる、こういうふうに良心に響いて私は確信しております。アメリカの文化支配はここにまで至つておるのだ、こう思つてあります。大臣はそれは誤解だと責められるでしょうが、あなたは純日本的なものに直そうと言われるのだから、私もまるつきり違ふと思つたのだけれども、純日本的という立場から、この私の発言をどういふに理解されま

それから、教員諸君のみを締め上げるというふうなことは決してございせん。教員諸君が日夜児童のために親切に教授して下さつておることは感謝いたします。しかしながら、世の中のいいことというのは限りがございます。私は考えておるのでございます。むろんこの情勢を持ち来たしたのは、ひとり校内ではなく、日本はかくのごとく大戦争に負けまして、一時国民自身が虚脱状態に陥つたことも事実であります。それからまた、ことわざに言う、衣食足つて礼節を知るのであります。衣食足りなかつたがために、道德基準が下つたということも事実でございます。いろいろなことが関連して、今日の状況に相なつておるのであります。人間としては絶望してはいかぬ、できるだけいい方へ進むという念願から、こういう案を用意したのでございます。

○高津委員 私はアメリカの日本支配は、政治の面に現われ、経済の面に現われ、またアメリカの文化支配というものが、すばらしく大きなものであつて、アメリカ映画が輸入映画の六割五分くらいを占めておるのでしようか、あるいはまたアメリカの文化支配、日本に対する宣洩洪水というか、文化支配という面が非常に多いと思つてゐる。大臣はその点を、純日本的な見地から、どのようにお考えになつておられますか。

○清瀬國務大臣 前にお答えしたと同じことになるのです。昭和二十二年にできました日本の教育基本法なり教育制度は、占領中にできたことは事実なものです。あの占領の初めに降伏条件というものがあつまして、降伏条件は、日本の天皇も政府もマッカーサーの支配にある。その時分にできておる。それゆゑにそのときは自由にやつたと思つておつても、やはり占領軍の息がかつておる。その意味において、今までの教育行政が海のかなたの息がか

かつておるとおつちやつておるのだつたら、その通りでございます。ところが幸いにして昭和二十七年に――あまり幸いではありませぬけれども、それまで長く占領されたといふことを言うのですよ。二十七年にともかくも獨立の權を得て、今われわれは國會で何を言おうと自由であります。また文部省においても極東軍からの來訪は一つも受けておりません。この自由の天地においてわれわれが新たに教育を見直そうといふのでございますから――きょうは討論じゃございせんからこれ以上は言ひませぬけれども、今の御質問の点は、私も海のわたる支配を受けておるのではなく、実は海のかなたの支配を受けた疑いのある基本法を改めようといふので、はなはだ失礼だけれども、この点は私は高津さんとはちやうど反対の考え方なのです。

○山崎（始）委員 閣下。今高津委員のお話を聞いておりますと、文部大臣は、かつては海のかなたの教育行政であつた、その弊害をただすために――実は逆なんだといふような御答弁がありましたが、たまたま今高津委員が、一昨年の十月に池田勇人氏が當時の吉田さんの特使として向うに行つたときに、あの有名な池田・ロバートソン會談といふものを開いた。これは文部大臣も御承知だと思ひますが、先ほど高津さんの言つた通りで、私が日本の教育が再軍備に關係があるといふことを申し上げると、あなた方はまた社會黨の紋切り型が始まつたかと思はれるかもしれませんが、そのときの會見の内容は、デミヲハ残らず記録されている。當時御承知のように、日本は再軍備の漸増をやらなければならぬ

という大きな國の方針を日本の保守黨は持つておられた。それで再軍備増強のための會談を池田・ロバートソン會談といふ名においてやつた。ところが日本の國が再軍備を増強するためにはじやまになるものが四つあると言つておる。その中にはつきりと、現在の日本の憲法がじやまになる、もとより日本の國に資源が少いといふことも再軍備をするためにじやまになる、その他言つておりますが、その四つの中にはつきりと現在の日本の教育制度がじやまになるといふことを言つてゐる。それならばこのじやまになることをどうやつたため直さなければいけないかといふことを二人でひきあひ合せて相談をしてゐるのです。その相談の中に、結論的には、日本においても愛國心を涵養させるような教育をしなければならぬといふことを言つてゐるのです。それがために、今後日本における行政の中で愛國心を起させるためには、日本政府とアメリカ政府は共同の責任を持つといふことまではつきり言つてゐる。だから、この点もし私たちが申し上げることがうそであるといふのなら、その当時の記録を持つてきてはつきりお目にかけてもかまいません。今大臣の御答弁を聞いておりますと、かつてはアメリカの占領政策の言ひなりになつて日本の教育行政その他のことをやつた、それでいゝゆる占領政策の一つの行き過ぎを今日日本が是正をするのだといふ、なるほど一応ごもっともなような御答弁であります。が、そうではない、本家本元が變つてきてゐる。だから高津委員がたいまのような質問をあなたにされたのじやないかと思つております。直接に

○高津委員 私はアメリカの日本支配は、政治の面に現われ、経済の面に現われ、またアメリカの文化支配というものが、すばらしく大きなものであつて、アメリカ映画が輸入映画の六割五分くらいを占めておるのでしようか、あるいはまたアメリカの文化支配、日本に対する宣洩洪水というか、文化支配という面が非常に多いと思つてゐる。大臣はその点を、純日本的な見地から、どのようにお考えになつておられますか。

○清瀬國務大臣 前にお答えしたと同じことになるのです。昭和二十二年にできました日本の教育基本法なり教育制度は、占領中にできたことは事実なものです。あの占領の初めに降伏条件というものがあつまして、降伏条件は、日本の天皇も政府もマッカーサーの支配にある。その時分にできておる。それゆゑにそのときは自由にやつたと思つておつても、やはり占領軍の息がかつておる。その意味において、今までの教育行政が海のかなたの息がか

かつておるとおつちやつておるのだつたら、その通りでございます。ところが幸いにして昭和二十七年に――あまり幸いではありませぬけれども、それまで長く占領されたといふことを言うのですよ。二十七年にともかくも獨立の權を得て、今われわれは國會で何を言おうと自由であります。また文部省においても極東軍からの來訪は一つも受けておりません。この自由の天地においてわれわれが新たに教育を見直そうといふのでございますから――きょうは討論じゃございせんからこれ以上は言ひませぬけれども、今の御質問の点は、私も海のわたる支配を受けておるのではなく、実は海のかなたの支配を受けた疑いのある基本法を改めようといふので、はなはだ失礼だけれども、この点は私は高津さんとはちやうど反対の考え方なのです。

○山崎（始）委員 閣下。今高津委員のお話を聞いておりますと、文部大臣は、かつては海のかなたの教育行政であつた、その弊害をただすために――実は逆なんだといふような御答弁がありましたが、たまたま今高津委員が、一昨年の十月に池田勇人氏が當時の吉田さんの特使として向うに行つたときに、あの有名な池田・ロバートソン會談といふものを開いた。これは文部大臣も御承知だと思ひますが、先ほど高津さんの言つた通りで、私が日本の教育が再軍備に關係があるといふことを申し上げると、あなた方はまた社會黨の紋切り型が始まつたかと思はれるかもしれませんが、そのときの會見の内容は、デミヲハ残らず記録されている。當時御承知のように、日本は再軍備の漸増をやらなければならぬ

ダレスさんがあなたに会って、あるいは向うの責任者があなたに会って、日本の教育行政に愛国心を入れろと言ったとは私は申し上げません。申し上げませんが、いわゆる向うの文化政策と日本の教育政策というものが、やはり影の形に似てゐるのだ。だから私は二人三脚をしてゐるのだ。だから私は今のあなたの御答弁を聞いて、あなた御自身の認識が、知らずしてそういう御答弁をされておられるのか、あるいは知っておりながらもそういうことは言えないからというので御答弁をされておられるのか、このどちらであるか一つ聞きたい。もう一ぺんあなたの先ほどの御答弁を考え直される必要があるのじゃないかと思ひますので、一点だけよろしくご意見を下さいますから一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 池田君とロバートソン國務次官補との話がどうであつたかは私よく存じません。あのときは池田君とは別の党派にも属しておりましたし、知りません。しかし、知る知らぬは別といたしまして、この案はそういう会談とは少しも関係ありません。全然関係ありません。

この地方教育行政組織のことについては直接関係はありませんが、私は日本の教育において、国に対する忠誠の心も養わなければならないということを申しました。また考へております。昔と同じ愛国心という言葉を使つて、国のために死ぬのだといったような連想がつくことは遺憾でありますけれども、今の制度において、国というものを認め、また国民としての恩恵も受けておる以上は、その一員としては国家に対する忠誠ということは捨てがたい

ことだ、民主主義國においてもみな國に対する忠誠というものをとらんとんでおるといふことを私が始終繰り返して言ひましたのは、これは日本の考え方でごさいます。ロバートソンに教へてもらつて言うのじゃ決してありませんから、どうぞ御安心を賜りたいと思ひます。

○山崎(始)委員 もとより大臣はそういう御答弁をされるだろうと私は実は予期してお尋ねしたのであります。しかし、そういうこともあつた。あなたは本来的な教育行政に愛するのだとおっしゃる。ところが、たまたまもうすでに一昨々年アメリカも日本の教育行政を本的に愛さなければいかぬというて、偶然一致しているところに国民は非常な疑問を持つておられるということなっております。中教審へも諮らずに、保守合同をされたたんにあなたの方の政

党の中で特別な教育制度審議会を作られ、急遽こういふ非常に大きな法律案をお出しになつた。中教審へなぜ諮らぬかという質問をいたしますれば、今年の秋に選挙をしなければならぬから、急ぐから諮らなかつた、こう言ふ。あなたの御答弁を聞いておりますと、都合のいいときは、一片の法律を出して何べんも選挙を延期しておいて、それで今ごろさういふ御答弁をされておられる。とにかく、国民は今高津委員が申し上げましたような点に對しては非常な深い疑問を持つておる。どうしても割り切れない、ただこの点だけを申し上げまして、関連でございますからこれでやめます。いずれまた私の順番が回つてきたときにゆくりお話ししたいと思ひます。

じのように、十年、百年につながる重大な、政治の中でも大きい部分を占めるものだと思います。そして、それに急ぐ問題がずいぶんあると思うのです。ちよつと考へてみても、僻地教育ということは、予算を見ても、非常に急ぐことだらうと思つておる。あまりにもないがしろになつておる。あるいは小學生、中學生が非常にふえるが、それに見合うだけの教師を割り当てるといふことは、小学校六千、中学千五百といふふうには非常に少い。あるいはまた危険校舎、老朽校舎の問題は、文部大臣は火のついたように騒がなければならぬ問題だと思ふ。これは朝野両

党の文教委員において異論のないところなんです。あるいは長期欠席の児童が非常に多いとか、いろいろ緊急な問題がばいばいあるのです。それは異論のないところであつて、野党も賛成をしておる問題です。PTAも全教育界も異論のないところであるのに、さういふところには不熱心である。この法案に對する有力なる反対は、さきに私が数えたように九つもこんなに今巻き起つております。こういう基本的なものはさう急ぎやしない。十分検討してやるべきだが、この異論のあるものをなぜこんなに急がれるのか。何がうしろについているのか。何があなたをしてそんなに急がしめるのか。根本的なものは、ゆつくり考へて間違ひのないようにするといふことが非常に重大だと思ふ。氣をつけなければならぬことだと思ふ。異議のない、異論のない、朝野両党、天下万民の望んでいることについては不熱心で、こんなに反対のあるものを、アメリカなんだか、財界なんだか、何がうしろについてお

るのか、どんなに議論があつてもしやにむに違ふやうなことがわれわれには理解できないのです。緊急なすべきことは文部大臣にばいばいある。それをないがしろにしておいて、軽く考へて、異論のあるものをぐんぐんしやにむに押し切ろうといふのがどうしても私にはわからぬのです。それから河野農林大臣、あの人は何でもかんでも馬車馬のやうに押し切ることと思へば、全国の農協が反対すると、あの農民会を引つ込めちまつたんです。それからまた行政機構の改革を三大緊急政策としておれがやってみせるのだといつたけれども、内政省という構想はくすねちまつたんです。今行方不明です。それからやはりあなたの同僚の小林厚生大臣は、新医療費体系なるものを出しておつたが、これも世論がさう反対するのではと、六月の選挙のこともありましようし、やはり引つ込めたんです。あなた一人がどうしてこ

う異論のあるものをこで突つぱられるのか。これはどういふわけなんです。何かうしろについておるとしか考へられぬが、私の判断によれば、黒い目と青い目、財界とアメリカと二つがついておると思ふ。しかしどうして異論のないところに不熱心で、異論のあるところをしやにむに押し切ろうとするのですか。これは天下万民の疑ひとしておるところであります。明かに御答弁を願ひたい。

○清瀬國務大臣 初めに仰せられた僻地教育の改善、教師の増員、危険校舎の改築、長期欠席児童の処理、欠食児童、これらはできるだけ日本の國の力の及ぶ範囲においてやりたいと思つております。また現にこれらのことはい

ずれも今回の国会に予算を要求いたしまして、すでに両院の同意を得ております。その地方教育行政の組織、運営に關する法律案についていろいろと各方面で批判のあることは私は歓迎しておるのです。どういふことでもいいておる人もあれば、悪いという人もあるのです。両方に耳を傾けて公平な判断をするのがこの国会であります。一部の人が院外でがりがりの聲明書を出したからといって、一時にこれを引つ込めるなどという、そんな信念のないことはできません。河野君、小林君の担当しております行政は、その行政の性質において、問題の性質においておのづからこれは処置が違ふことでありま

す。これはすべて連帯責任で、私のやることにも河野君は連帯責任を持つておられます。河野、小林両君のやることは私は連帯責任で、人が違ふからものが違ふといふのじゃございせん。

○高津委員 りっぱな印刷紙にりっぱに印刷してある、著明な学者が数百名署名をしたものを、批判はあるがよい、院外でがりがり版で聲明書飛ばすと言ふのは、ずいぶんこれまた人を刺激する、あまりにも傍若無人な言葉である。それだからいよいよ法案が難航するのだと思ひます。英語を使うと木下君からしめられるかもしれないが、プロゴーク、呼び起すといふ言葉で、意味が通じますか、あなたは反対運動をあなた自身が何割増しかで呼び起しておられる。寝ている子を起すようにしておられる。八割か十割増しといつていいのです。中央教育審議会の委員は現行教育法律という諸法律の建物の中の掃除をやつておるだけだ、今度の臨

掃除人夫にしてしまった。それから子供供のときに習った民主主義一本槍ではものはわからぬ、こう言つて、また十大総長や九つの私のあげたるものが、院外のガリ版刷りのものだ、私はそれは批判のあることを歓迎するという言葉には、全く誠意も何にもないと思うのです。りっぱな印刷で、実にりっぱな文章で、推版に推版を重ねて書かれたもので、ガリ版刷りじゃないのです。その言葉はお取り消しになつてはどうですか。

○清瀬國務大臣 りっぱな印刷の方は私の手元にまだ来ておらぬのです。今まで来たのはガリ版ばかりでした。しかしあなたの勧告によつて取り消します。

○高津委員 私はこの行き過ぎの自由、教師も生徒や学生も、自由々々で放任に流れて行過ぎておるから、こういうのが本心であることはわかるのです。それであなたが合同される前の民主党において、教育に関する特別委員会を作られて、そうして牧野さんやあなた方かたい頭で……(米田委員「それはいかぬぞ、失言じゃ、君だつてかたい頭だ」と呼ぶ)それじゃかたいという言葉をよしましよ。米田君に敬意を表します。そうして出されたうれうべき教科書の問題というものがありませんが、私は何べんそれを繰り返して読んだかしのないが、忘れることのできな部分があるのであります。それは国の侵略というものは、必ずしも武力をもつてくるものではないのだ。精神的に国を侵略してくる場合がある。今日の日本の教師はソ連や中国の侵略を応援しておるのだ。ある者はこれを意識的に応援し、ある者はその前に

たたずんで何もできないであるが、とうとうとしてみな知らずしてこれを援助して国家は侵略されつつある、それは教育の面からである。こういうことをその中に書いてみたり、それから驚くべきことは、日共及び日教組は七、八ページの中に十三カ所出ているのです。日共が悪い、日共が悪いということを一ぱい書いて、そうして今度はあとで日共及び日教組はという言葉を十三カ所も書いてある。いかに日共が悪いかという宣伝は、アメリカの宣伝と、それから日本における宣伝とよく徹底しておりますが、それと日教組とをくつつけて十三カ所も書くといううな悪意で日教組攻撃を盛んにやつて、それから教科書はこうせねばならぬというところに本音があるのではありません。だれが読んでも教育界を混乱させ、全国の教師に対して不信の念を民主党的幹部は持つておるのだ。ここ

まで憎まぬでも、攻撃しなくてもよろう。恨み骨髄に徹したが、教育の公務員ですから、それで胸の中にしまつておられるのであらう。日教組としては反対声明を出されたけれども、これは実にもう大へんなことであります。こういう考えをあなたは持つて文部大臣のいすに今ついておられるわけですか。「うれうべき教科書の問題」のあの表現や日教組攻撃や現在の教育中立を便しているという激しい激しいあの弾劾、あれと今あなたは絶縁されておるのですか、あの思想はもうお取り消しになったのですか。あのままの考えを今もその頭の中に持つてここに出ておられ、この法案を出されておるか。あ

あいう考え方というものはどうなつておるのでしょうか。

○清瀬國務大臣 私の思想をすっかりここで申すわけにも参りませんけれども、しかしながら日本の政治を、ことに教育を一方に偏しない、いい教科書を作りたいたいことは考えております。

○高津委員 私の質問はあの「うれうべき教科書の問題」に盛り込まれた内容にはあなたは重大な関係を持つておられるので、あのような考えを今もお持ちであるか、こういう質問ですよ。それなら持たないとか、持つておるとか、実に簡単ですよ。一口でようございませう。

○清瀬國務大臣 あのパンフレットの趣意は現在の教科書の内容の問題と、採択の問題及び値段の問題、この三つについて私の属しておった前の党派が研究したものでございます。やはり私は教科書は一方に偏せず、正しいものを作り、それから客観的事実の誤謬をなくすること、また採択手続にいろいろと不正の陰がひそむことは除きたう念慮には満ち満ちております。

○高津委員 日教組に対し、あるいは全国の教員の最近の傾向に対し、憎悪と敵意に満ち満ちた、あの「うれうべき教科書の問題」——値段の問題とか、採択がどうかとか、それらは小さい問題で、あなたの前任者があの当時の教育二法案をもつて日教組を押えなかつた、その遺業を受け継いで、またその精神たるや「うれうべき教科書の問題」に盛り込まれた精神——値段のことじゃないですよ。それからどこかの教科書のデニオハが違つておつたとか、そういうような問題じゃないで

すよ。この全国の教員に対する敵意から、すべてのものがむくむくとわき出しておるとわれわれは思うのであります。そのもとを透視すれば、これは海のかなたにある。しかし日共及び日教組は、という表現や武力によらざる侵略が始まつて全国の教師がこれを手伝つておるといふようなそういううな表現で教師の信用を合なしにするようなことを企てるということは、これはひどいことだと思ひますが、日本の政治家として、あなたはあれに責任を持つておられるのかどうか。あれはどうなんですか。わしの言うのは値段のことじゃないですよ、ああいううなことに今も責任を持つておられるのかどうか。あれは行き過ぎだと思ふか。責任を持つておるか、持つておらないかというのを聞いておるんですよ。

○清瀬國務大臣 先刻御答弁申し上げた通りでございます。

○佐藤委員長 午前中の会議はこの程度とし、午後一時二十分より理事會を開会いたします。

この際暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後二時四十八分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

質疑を続行いたします。高津正道君。

○高津委員 お尋ねいたしますが、この法案は教育基本法第十条に違反するかと考へるのであります。このことについて質問です。教育行政の學者でもありますが、慶応の山本敬夫助教はこういう論文を書いておられます。この法律は教育基本法の趣旨に違背するものである、といつて差しつかえないのであります。またすでにいふところを飛びまして、たとえば教育委員の公選を廃することも、教育基本法第十条の趣旨に沿ふことである。「国民全体に対し直接に責任を負つて」という条文、この第十条に即応する制度が公選制であるという説明は、教育委員会法施行当初はもちろん、その後も文部当局が繰り返して説教してきたところである。文部当局みずから教育基本法を破るがごとく暴挙に出るのは、法治国の役人として、いや法律万能の役人としてなすべきことではない。ともあれつ最近まで指導してきたその言説の舌の根がかかわかぬうちにそれとやらはらなこんな手のひらを返すような法案を作つて、これでもかこれでもか地方の教育の現場をたたきつける心情は不可思議である、政權のありどころによつて仕方がないのであらうが、すまじきものは宮仕えか、こういう論文であります。私はこの論文の論旨に全く同感をするのであります、今申し上げました「国民全体に対し直接に責任を負つて」といふのは公選のことであるといふことが、法案の提案された當時がそうであるし、その後も文部省はその解釈を今日までとつてきたのであります。この法案のために關係法律を調整するといふところには、むろん教育基本法第十条の読みかえをやるのかそれから条項を直すといふ教育基本法の改正というものが全然入っていないのでありますから、これではこの新しい法律と教育基本法とは矛盾する、矛盾するといふよりも教育基本法を根本のものとみなすからそれに違背しておると考へるのであります。これはは

なはだ大きな問題であると思ひますが、文部大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 お説の通り大きな問題ではございますけれども、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案も、またこれに関連する整理法案も教育基本法第十條の第一項の精神にも第二項の精神にも反しておらないという自信を私は持つておるのです。

○高津委員 私の指摘した点は制定當時の正しい意味の解釈、その後ますますその解釈で来ておるのでありまして、そうしたならば今のお答えのように国民に直接の責任を負つてというそのことをまるで押してしまふのじやないですか。任命制に變更するという一点をとつて考えても私は矛盾はないと思ひます、一項にも二項にも矛盾はない、その精神は生きておるといふか、直接選挙という意味に文部省は解釈をしておたのであります。そこでこの点を他の政府委員から、そういう考えをとつてきておたに違ひないと思ひます、いつから變えたのか、變えておるはずはないと思ひますが、その点をまづ聞きます。

○清瀬國務大臣 私が答へていたします。この法案は私の責任で出したので、前任者の法律解釈のことはいかがであらうと私は違反しないものと思つておるのです。第一項は教育委員会に限つたことではないのです。ごらん下さい、教育は、ということなのです。教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して責任を負つて行われる、学校の校長さんも職員さんもそのうちなのです。校長、職員を選挙したことはないのです。ですから私

は第一項は選挙とは関係ないと思つております。不当の支配に服することなく、国民全体ですから、その村だけじやないのですから、国民全体に対して責任を負う、こういうことを私は考へておりますのです。

○高津委員 前任者の法律解釈に対しては自分は責任を負わぬ、自分が法案を出したのだから自分はこれと違背するとは思われないと言われるのであるが、それは法治国ですから一貫性のある解釈、一貫性のある文部行政でなければ困るのです。それだから事務局に今までそういう解釈できたのではない、きたのに違ひないのではありませんか、きたのであらうと事務局に聞けば、おれが答へが好きたからおれが答へするといふ。事務局に直接に聞いたつていいでしょう。

○諸方政府委員 ただいま大臣からお答へがありましたように、教育基本法第十條の第一項は教育の行われるべき基本的な心がまえの問題を書いてあるわけでございます、これを教育行政の上に実現していきまうためにいかにうな制度をとればいかにいかにうな制度論であるだらうと存じます。従いまして現行の教育委員会法を制定いたしましたときには、現行の公選制をもつてこの教育基本法の趣旨を実現するための制度として考へたわけでございますけれども、実施以来今日までの状況等にかんがみまして、このたびこの制度を改正しようといふわけでございます。改正するに当りましては教育行政が教育基本法その他のいろいろな教育の理念に照らしまして、これが一番適切に行われるためにいかにうにしたらよからうかといふことをあらゆる

観点から総合的に判断してこのたびの制度を作つたわけでありまして、その観点から公選制をこのたびは任命制に變更する、こういうことでございします。

○高津委員 二十日の速記録を讀んでみますと、大臣は、小さい選挙では約束したりひもがついたりするので、選挙から出てきた委員では公正な教育行政はできないと、選挙といふことをボロカスに言われておるのであります。だから任命制ならば公正にできる、それには任命制でも片寄らないように、同じ政党から二人以上は任命できないうな制限を加えてあるから心配はない、こゝ言われるのであります。それは選挙ならば私は最も民主主義的であらうと思ふのです。その選挙をそういうふうに批評するといふことは、文部大臣の民主主義に対する理解のほどを、私は疑ひたくなるくらいであります。(国会議員も任命したらどうだ)と呼ぶ者あり) われわれは任命されちや困る、県会議員、村会議員も任命されちや困るのです。地域が狭い場合と広い場合とどう違ふのですか。どの程度以上は選挙でも民主主義だ、どの程度からは民主主義に反する、かへつて民主主義でない、任命の方がいいのか。大臣は地域が狭ければひもがついてしようがない、こういう論議で非常に選挙に反対をされるのであります。選挙こそ最も公平に民意が反映されるのであらう、こゝわれわれは考へる。民主主義の原則を私は守りたいと思ふ。前の人の質問した部分でありますけれども、そこをお尋ねしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 選挙の区域が小さいから選挙はいけなないと私は言つた覚え

はないのです。ただ特に中立を要する選挙でありますから、その結果が一派に固まつてはおもしろくない。お説の通り私も直接選挙がいわゆる人民による政治といふことで、民主主義を貫くことは私もそう信じております。ただ問題が一方に片寄り過ぎてはいかぬ、中立を守らなければならぬといふことで、直接選挙をやめて一方に片寄らぬようにして、しかも任命といつても選挙によつた人が任命するのでありますから、それで民主主義を貫こう、こゝう考へてございしますから、どうか御了解をお願いいたします。

○高津委員 これが中央集権的になつてゐることはもちろんであつて、その一番根本を握つておるのは文部大臣であります。そうすれば文部大臣の振るタクトのままに大衆が動く、教育行政が自由になる、こゝういふ結果を來たすので、それは戦前の否定されたるいわゆるわれわれの排撃したる方向に歩んでおることとはもちろんであるが解釈をどうとんぢ張つていつたり、省令や施行細則のようなものに動かしていきと、あなたの希望されるように、全く今の政府が全部の教育を動かすようになる。蔣介石が現われれば抗日教育の教科書を使うようにまでなる危険性は十分にあると私は思ふのであります。選挙ならばこゝういふことのないように、ちゃんと国民がチェックしてあります。大連文政、安藤文政、それから松村文政、それから今あなたでありますが、ずつともう續けて同じ線を押してきておられますが、その反動攻撃を今押えておるのが直接公選による教育委員会であり、そしてまた日教組であります。現在の教科書である。こゝういふよ

うに思つておるのであります。選挙によらないで、任命をもつて臨む場合に、今までも公平にいくといふことは言えないので、時の政府は時の政党ですよ。あなたは党議が優先だといふ御主張を常には持つておられますが、こゝういふ党の考えが全国の子供の教育行政を動かすようになる。それだからこゝ私は午前中の質問で九つも大きな反対運動が黒雲のごとく巻き起つておるのだ、これを見なければと御注意を喚起したのであります。直接今度は任命でいこう、いけば中央が支配するようになる、これは何人も認めるところでありまして、逆コースで前に戻すのでないといふ理由を説明してもらいたい。

○清瀬國務大臣 今あなたの御指摘の教育基本法第十條はそのまま存するのみならず、われわれはこれを尊敬しておるのであります。従つて不当な支配をいたさうといふ考へはありませぬ。今回の改正は地方教育行政の組織に関する法律でも教科書法でも、中央集権で学校の教育を一つにぬりつとすといふような権能はだれも持つておりませぬ。ただし国民全体に対して責任を負うといふのが趣意でございますから、その村だけで別々にやつてはよろしくあるまいといふので、その間のいわゆる教育水準の維持といふことには努めて参りますけれども、決して専制政治を教育に關してやろうなんといふ考へは毛頭ございせん。

○高津委員 中立維持のためといつて地方分権であつたものを中央に権力をもち取つてしまふ。教育の中立性を維持する、片寄らないようにするためにいい、あるいは水準を維持すると言わ

れるが、水準の差が出るのは学校差であらうと思うが、それをなくするのには僻地教育などの助成、その他の措置によってそれはなされるべきであって、選挙制を任命制にすればそれがなくなる、こういうのは見当違いではないでしょうか。私の質問の意味がおわかりでしたでしょうか。

○清瀬國務大臣 もし誤解しておれば重ねてお聞いを願いたいのですが、任命に際しては人格高潔で教育、文化に識見のある人を選びまして、たびたび繰り返す通り一党に偏しないよう数の配慮をして、教育委員会を構成し、教育行政にある意味において指導なり監督なりしてまいらう。こういうことをやるのがいいことだ、私はこういうふうと考えておるのであります。そこでどの村もそういうふうによれば、おのずから教育水準が一致して参ります。選挙でもって、一方は社会党の委員が全部支配する、こちらの方では自由民主が支配する、こういうことになつてはでこぼこが出るおそれがございまして、やはり中立性ある委員会を、今度は全国で五千ほどになりますが、全国町村に向つてずつとそれをやるということになる、公平な教育の水準を保つのに役に立つと思ひます。それだけじゃいけません、いろんなことを待たなければならぬけれども、しかしそれに資するところ大なるべしと考えておるのでございます。

○高津委員 ある村では社会党が多く出、ある村では保守政党が多く出るといふことは民主主義には免れないことであつて、その差が出るから、これは全国同じようではなければならぬからやめると言うが、民主主義というものは

そういうものではないのじゃないですか。あなたの論法をもつてすれば、全国に何百という市があるが、ある市では社会党がたゞさん出る、ある市では保守政党が圧倒的に出る。市会議員の選挙などをやれば日本の都市行政というものはでこぼこになつてしまふから、やはりこれは眞實選挙のように、選挙でなしに上から任命してしまへ、そうするともう全国でこぼこのできないように、ちゃんといふ工合に都市行政というものが行われるんだ、こういう議論と全く区別はないと思うのです。それでそういうでこぼこのないようにするためには、教育基本法や学校教育法や、あるいはその他の法規がちゃんとあるのであつて、学習指導要領なるものもあり、教科書というものもあり、その教科書も一定の基準よりワクは出ていないのであつて、そういうものがあればそれらでこぼこというものはニエアンスの違ひくらいなものになつて、何ら意に解すべきものではない。それどころかそれどころか、世の中がどんどん進んで参りまして、そして世界の人類の自覚という大きな大きな嵐の中にわれわれはおるのであるから、都市は社会党の教育委員が割合に出やすかつたというが、文部大臣にとつて悲しいことには、だんだん村から町から離れ島に至るまで社会党が多くなつてくる場合があるのです。大臣は非常にそれを憂へられるのか知らぬが、そうなら人民の意思がそのものを押し上げて教育委員会に二に、過半数にする場合もあるの、それをおそれるというのには民主主義を否定するものではないですか。社会党になつていこうが、今のあなた

の政党がまた割れて二つになつてそのどつちが大きくなればよいが、それをおそれて法律をこしらへてこのでこぼをなくすという考えは、非常に融通のきかない、自分の意見だけを押し通そうとする考えだと思ふのです。私は法律家でないからきちんとした質問にまづめにくい、前のたとへだけはよくわかり下さるだらうと思ふ。そういう片寄るところは法律やいろんなものがあるのですから、それを使へばいいので、党派に片寄るからこつたいうものをこしらへたんだという説明は了承できない。私のような人間でも了承でき得るような話を一つして下さい。

○清瀬國務大臣 あなたの説明には半分以上賛成しておるのです。民主主義を賛成しようといふは直接選挙がほんとうでしょう。そこまでは賛成しておるのです。ただ教育には単純な民主主義という案一本ではいけないことがあるのです。それはあなたも好んで御引用になる教育基本法第八條の二項を見て下さい。「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するたため政治教育をしてはならぬ、こつたことになつておるのです。これを世間で中立性というのです。それは委員がどの党派であつても学校は別だといふ論は立ちますよ。けれども一党派の者に全部教育委員を独占せしめる、その状態が二年、三年、四年、五年と続く、どうしても学校が一党派を支持するようになりがちであります。そういうことをしなくてはならないじゃありませんか。やはり公平にどの党派も半数がとれ得るように中立性の教育委員会を作つておくといふことは、教育

の中立を保つ上において、また児童をして初めから一党に偏した教育を受けさせないようになつた方が民族の健全な発達によいのだ、こつと思つておるのでございます。そのあとの半分はあなたと意見が相違いたしておるのです。

○高津委員 今は二大政党で、労働党や共産党には気の毒ですけども、二大政党です。だからあなたの方の資本主義制度を擁護する政党の人がほとんどその半数を占めておられるのでしよう。八割五分といふか、ほんとうの統計はわかりませんが過半数でしょう。そうならば、あなたの論理を聞けば正式に入党してなくても、二大政党と言つて、一方の政党が何代も続いて選挙されれば一党の色がついてしまふので許しておけぬといふことになりまふが、社会党が出た場合を何だか憂はる現れたような、そこだけが悪いけれども、みがかたように頃の中でお考えかたでしよう。二大政党が法律では同じ資格でしよう。現在のところ教育委員は入党した者でなくても保守の方が多いでしよう。その論理は私は通用しなからうと思ふ、あなたの党派としても。

○清瀬國務大臣 高津君は非常に高邁な識見をお持ちですが、こゝに実際に統計をとつたものを持っております。現在今日まではほんとうに党籍を持っておる委員の数は少いのです。けれどもこの情勢から見れば、これはどうも、急に私は党籍を持つておる人がふえるという情勢があると思ふのです。しかしながらふえないようにこれだけ予防手段を張つておくことは非常に

よいことであると思ひます。
〔本音が出た〕と呼ぶ者あり

○高津委員 そうすると、今の質問の中には資本主義擁護の政黨員及びその同調者、社会主義社会を理想としておる黨員及びその同調者、この二つがあるわけなんです。今のところは自分の方が多いがそれがだんだんあつちこつちふえる傾向にあるとその傾向をこしらへるんだ、悪者の出ないようによつて防を今するんだ、これは録音が無いのだから、速記者は正直であると思ふ。圧力はかかるわけでありまして、これは大に大きな失言だと私は思ひますよ。自分の党派が今は有利だと思つて、將來だんだんそういう傾向があるの、この法律を予防のためにこしらへた。そのような党派的なことがあります。それはどうです。社会党征伐の予防のためですか。

○清瀬國務大臣 そのことはたびたび申し上げましたが、私の方は近く全国の町村にも支部を設けようと思つておるのです。おそろくはあなたの方もそういう行き方じゃないかと思ひます。〔私というのはいふ部省ですか。はつきり言つて下さい、あなたは今文部大臣として発言しておるのですから。〕と呼ぶ者あり。自由民主党で組織をした内閣の文部大臣でございまして。それゆゑに支部といへば党の支部でございまして。私の勤めております文部省には支部はございけません。そこで私の話は長くなりましてから言葉は簡単にお聞き願ひたいのです。私の党派の支部は近く各町村にできるのです。そうしますれば町村に登録黨員も多数できます。おそろくは村内の有力者が入ることと

挙に限るといったような言葉はないと思います。不当な干渉を受けないという例として、官僚や一部政党が従来やったような例もないじやないから、そういう不当なことは排除して、国民全体のために責任を持て、こういうことでありますから、私が先刻以来言っておることと衝突しておるところはないように今聞いたのです。私その速記録を見ておられませんけれども、そう聞きました。いかがでしょうか。これは教育委員会のことではなく、教育全体のことをいっておるうちに聞いておるのです。むしろその例のうちで官僚や政党の干渉を避ける方がいというふうな意味でありましたら、私の言う通り一党独裁で、五人とも一つの党派に属したり、三人以上一つの党派に属したりするようなことを避けることが、むしろ政党の不当な干渉を避けるに適しておるようなふうに私さっきのあなたの朗読を聞いて思ったのですが、いかがでしょうか。

○高津委員 同じところをまごついて悪いのですが、今まで文部省の解釈は、国民に責任を負ってというのは、直接選挙ということで解釈がきまつておったのですが、それを今度はそういうのでない方法でやるという解釈をその文字に与えることになるのです。直接に国民に責任を負うという基本法第十條をそういうふうに変えてもいいものでしょうか。

○清瀬國務大臣 文部省の解釈として集めたものはないのです。ただ文部省に奉職しておった者が書いた本はございいます。いずれにいたしましても、私は国民全体に対し責めを負うという規則は、直接選挙をすべしと解釈するもの

のじやないと思っております。一々七年間の文部省のそれを全部読みませんけれども、おそらくそんなことはないとおらぬと思います。

○高津委員 どうも教育の問題は単純な民主主義ではだめだ、これはおもしろい言葉をお使いになります。またさっき一党派の専制になることは悪いという言葉をあなたもおっしゃるし、教育基本法にも書いてあるものであります。二大政党になって一方の政党が全国の教育行政の組織を指揮するようになれば、一党の支配がそこで確立するようにならぬですか。これだと一党派の時の政府が十分動かせるのであります。罷免権も持つておれば、任命権も持つておる。いわゆる措置要求という言葉はなかなか含みのある言葉で、調査もできる。学者はこれを批評して、もはや府県の教育長も何もみんなまないたの上に載せられたコイであつて、参勤交代をするようにこれからはほとんど文部省へお伺いを立ててこなければならぬことになる。古い頭の人、新しい頭の人、中くらしい頭の人、これは古さの程度ですが、どういふ方が文部大臣になられようとして、その党の一党専制がこの法律案によつて確立するんだということは、間違いないです。今われわれは三分の一程度であるから、われわれが被害者であるが、もし時来たつてわれわれの方が多数になれば、われわれはこの法律によつて全くどんなことでもできるような法律だ。私たちの方は教育にそんな干渉したくない。中立であらせたいと思うんです。あなたの方は、こういう法律をもつて多数を持たれ、党議が優先するのだ、文部行政も例外ではな

い、こういう主張を強引に突っぱつておられる文部大臣であります。これは一党専制を禁じておる法律があるのに一党専制を確立するものである。任命で、ゆるぎなき教育面における一党専制の基礎を固めてしまつて、握つて放さない、こういうものです。これは私の常識であります。一そう研究してきて、御質問をいたしますが、こんな一党専制の法律で固めるといふのはあんまり過ぎやしないですか。あんまり攻勢に出過ぎやしないですか。動あれば反動が起ります。ギブがなくてテイクばかりだ。人民の民主主義や権利をみんなとるばかりだが、どうも木下さんがおられるが、アクションがあればリアクション。事は教育だからこれは大事なことです。

○清瀬國務大臣 わが国では議院内閣制度をとつておりまして、某國のよう一党専制主義——某國と言わんで、これは遠慮はない、ソ連とか中共であります。ああいうふうな一党専制主義は、私も大抵いらないです。決してそれはとりません。しかしながら議院内閣制をとる以上は、やはり文部大臣を党内からとり、それからまた提案は内閣が代表してやる。これよりほかには仕方があるまいと思つてあります。

○高津委員 今のは私の質問にどうも的はずれておるように思つて、先聲に対して大へん失礼ですけれども、わしの質問がわかつていて、一党専制になるだろう。とこれだけの質問ですから、それでいいと言われれば、イエスかノーでいいんです。から簡単だ。文部省が任命権も罷免権もみな持つことになる一党専制にな

るぞ……。速記録がものを言いますよ。

○清瀬國務大臣 一党専制にはいたしません。それからまたこの法律は教育の一党専制を希望させるのみならず、むしろそれを排除するために苦心が存しておるものであります。教育委員会は一党でつてしまつたといつたようなことがないように、また行き過ぎがあるならば報告を求め助言をする、こういうふうなことで、たとい政党内閣でも、この通りに教育をせいなんという命令はできないんです。監督という文字を使つてありません。ただ指導助言はいたします。

○高津委員 政府が選挙制度調査会を設けて委員を任命される場合、願ふれをみると、どういふ結論を出すためにこういう願ふれをそろえたか、くろうとはすくわけるわけです。それに六年半も政権をとつておられたあの吉田さんの時代に、経済の審議会やら経済顧問のようなものを選ばれた場合に、ちゃんと願ふれがそろつておるのです。水野成夫とか、名前は気の毒だからあげないが、経済畑、財界畑の願ふれがそろつておるわけです。自由党に入つてはいないだろうけれども、そういう者もいふとちゃんと出されるのであつて、任命ならば中正公平にいくのだということはだれも考へるものはないのです。黨員たる、党籍を持つておる者よりは同調者の方にはるかに有力な人間もおりますから、党のために。だから任命ならば自分の党派ですつと任命していく、そうすると、あなたのような積極的な方が文部大臣にでもなられたら、あなたのおめがねにかなう者、自分が全国の全部

の都道府県の者に目が届かないと思へば、あなたの腹心がおるだろうし、同じ系統の者でプレントラストにして選ばれては全く一色になつてしまふのです。これはおそろしいことであつて、任命制は科学的な正確さを持つて超党派的に行われるものなり、こういう証明がなさされれば私はそれで満足します。そんな証明はできないはずで、党派制になる、教育が一党一派の道具に使われるということになる、改選論を持てば改選論に引っぱつていける、憲法改正に引っぱつていこうと思へば、そういうふうな教育をやること

ができる、こういうふうなことになることは神聖なるべき、永遠性のある、あなたでいへば継続性のあるこの教育に対して、この空氣に乗つて、私からいへば日本の政治のやり方は、世界の大きい潮流に日本だけのけものになるように、まるでずれていきます。そして教育に介入されて強引な手をお打ちになるのであります。私の質問はこういうことになりました。任命制は科学的な、きちんとした数学的な確かさを持つて、公平にやり得るものだという証明を私は要求するわけです。しかしそういう証明はできないはずであります。そういう答えは出ないはずであります。それならば多少の弊害はあろうとつてためになる。任命は公平にやり得るものである、人格識見の高き者が得られる、この証明を一つ聞きましょう。

○清瀬國務大臣 お答えします。一番公平を要する公平委員会というものが、これと似た人格識見を持つておる者を、一党派に偏しないように任命し

るぞ……。速記録がものを言いますよ。

ておるのであります。これが不公平だ
という非難は今までございせん。公
安委員会も公安のためでありますか
ら、公正を要します。これも任命制で
一党に偏しないように任命して、公安
委員会が公正の事をしたという弾
劾はございせん。人事委員会もまた
しかりで、任命制によつてしかも一党
に偏しない工夫をいたしております。
これも人事が非常に不公平だという非
難は、個人として思つておる人もあり
ましようが、世論として今の人事委員
会は公正なりといったような世論も
起つてはおりぬのであります。この経
験から申しますと、一党に偏しない
ように制限をつけて、そうして選挙で
あがつたところの町村議会の同意を得
て町村が任命するということでは、ほ
ぼ公正なる結果を得るということとは
現にあるのでございせん。これが証明
のようになっておると私は思ひます。

○佐藤委員長 関連して山本幸一君。
○山本(幸)委員 ちよつと大臣にお尋
ねしますが、さつきからあなたの答弁
を聞いていますと、要するに選挙でや
ればどうも政党员がふえる。おれの方
も各町村に支部を作るし、社会党も当
然各町村にそのようなものをやられる
であらう。そうすると政党员がふえ
て、場合によれば一党が多数出てしま
うおそれもある。従つて任命制にする
のだというお説なのですね。これは間
違ひありませんね。——そこで私はお
尋ねしたいのですが、その予防措置と
して任命制になさるとおっしゃるの
だが、町村に支部を作つて政党员を
獲得せられることは——獲得する、し
ないは結果を見なければわかりません
ね。これは私は言うまでもないと思ふ

のです。そこであなたは両方の党が競
争してやれば政党员が非常にふえる
とお思ひですか。その点をまずお尋ねし
たいと思ひます

○清瀬國務大臣 今回確立した二大政
党主義は大体世論の支持を得ておると
思ひます。これを伸ばしていつて両党
とも、あるいは第三、第四の党派もあ
りまするが、國民に党の主義を徹底す
るために拡張をはかるならば党员は非
常にふえると思つております。

○山本(幸)委員 それではさらに突っ
込んでお尋ねしますが、あなたのそう
いう意思は非常にふえると思ふという
一つの仮定なのですか。もしその仮定を
発展させれば、その町村の有権者が自
由民主党にあるいは社会党のいずれ
かの政党に全部所属する場合もあると
いう仮定も成り立つのです。そういう
ときに任命にすれば当然そのとき権力
を持つておる、あるいは多数党を持つ
ておる政党员ばかりを任命することに
なりますが、それが果してあなたの
おっしゃる趣旨に反してないかどう
か、その点をお尋ねします。

○清瀬國務大臣 今のあなたの前提
の、全部がどつちかへ入るといふこと
は非常に希有な場合であります。けれ
ども、それはとがめません。とがめま
せんが、この法律はそうならぬように
同じ党派は二人きりで、同党派の者は
三人以上は任命しないのです。ですか
ら全部任命されるということとはござい
ません。

にたくさんふえる場合、それから政
員にあらざる者がごく少数の場合、そ
れから、仮定をすれば全町村の有権者
が両方の政党员になる場合、これはあ
り得ると思ふのです。それをないとい
おっしゃることは私は絶対できないと
思ひます。絶対あり得る。その三つの
どつちかがあり得る。もしその三つの
どつちかあり得るものうちで、政
員にあらざる者がきつめて少数であつ
た場合、あるいはその町村の全有権者
が政党员になつた場合といふことを考
えるならば、あなたの任命制は一党を
多くしたくないという御答弁に反する
じやありませんか。それはおかしいと
思ふのです。食言はだめですよ、
ちゃんと同じことを言わなければ。

○佐藤委員長 緒方政府委員。
「山本(幸)委員「大臣に聞く」
じやないか、黙つてろ。」と呼ぶ」
とをたくさん申し上げましたから、補
足説明を局長に求めたのでございま
す。しかしながらあなたの問いに對し
て答えることは私はちつともやぶさか
じやないのでお答えいたします。私は
一つの町村が全部一党に属してほかの
党派または中立から任命することが不
可能に陥るなどということは非常に希
有なこと、おそれるなからう、かよ
うに考へておるのであります。

○緒方政府委員 法律の關係をちよつ
と簡単に申し上げますが、第四条の第
三項に委員の任命につきましては同じ
政党に所属する者は三名以上になつて
はいかぬ、こういう規制がございま
すので、ただいま大臣がおっしゃいま
したように同じ党派が三名以上占めると
いふことは法律自体が禁止をしてい
る、こういうように補足して申し上げ
ておきます。

○山本(幸)委員 だから事務官程度の
答弁では聞きたくないと思ひました。そ
んなことは万々承知なのです。清瀬文部
大臣の先ほどからの答弁を聞いておる
と、私の方の自由民主党も今後は各町
村に支部を作りましてそこで党员を獲
得いたしますと社会党もそうされるで
あらう、その予防のために任命制にす
るのだとおっしゃつたのです。現在
は両党の党员がごく少数かもしれませ
ん、従つてそこで任命せられると今の
政党员の任命の制限はあるいは論理上
可能かも知れません。けれども両党が
各町村で積極的に党员獲得運動を
やつた場合には、極端な例をとれば一
つの町村の有権者全部が両党の党员に
ならないとも限らない、これが一つあ
ると思ふ。もう一つは、そうでなくとも
清瀬さんのおっしゃる通りに、非常
にたくさんふえまうという言葉をとる
ならば、政党员にあらざる者がごく少
数に残つてしまふということにもなる
わけですね。前段の全部が党员になつた
場合には結局党员を制限しようとする
任命の趣旨には反してると私は言う
のです。第二は、ごく少数の人が党员
にあらざる場合があつても、その少数
のところから任命することは適在適所
の人が非常に困難であるという事態が
起きるのです。そこで私は清瀬さんの
説を發展させれば、あくまでもあなた
の説は仮定です。われわれが努力をす
れば非常にたくさんふえると思ひます
というのが仮定なのです。ふやしてそ
の結果を見なければわかりぬのです。
仮定論です。従つて私はその仮定論を

伸ばしていけば、その町村の有権者が
全部の両方の党へあるいはその他の党
員にならぬとも限らぬ、これも成立す
ると思ふのです。そうすれば任命制と
いうその言葉の趣旨に反するじやない
か、これを尋ねるのです、それを明快
にしてもらいた。

○清瀬國務大臣 ちよつと冷静にお聞
き下さい。私は非常に希有な場合、極
端な場合について実は言うことを避け
ておつたのであります。そういう場合
が起りますれば第四条をよくごらん下
さいませ「委員は、当該地方公共団体の
長の被選挙権を有する者で、」こうい
うのです。よろしいか、長の被選挙権は
その場の住民には限らないのです。で
すからほかのところから有力な者を選
ぶことはできるのでございせん。

○山本(幸)委員 あなたはまれな場合
の答弁を避けたとおっしゃるが、私は
そういう三百代言的な詭弁は許されぬ
と思ひます。あなたは政党が積極的に
やれば非常にたくさんふえるが獲得で
きるとおっしゃつたのですから、非常
にたくさんふえるといふことは全部獲得で
きる場合もあり得ると思ふのです。ま
れじやないと思ふ、これは現実なんだか
ら、そういう場合は、任命制のあなた
の趣旨に反してると思ふ。そんな法
律は適用できませんよ。そこを明確な
答弁をしてもらいた。

○清瀬國務大臣 この法律で委員にな
るのには、必ずその土地の住民じや
なくともいいのです。だからひとり委
員だけではなくして、町村長も知事も
その通りです。住民を要件にいたして
おりませんからして、任命不可能な場
合は起りません。けれども私は原則と
しては住民になつてもらう方がいいと

第一類第六号 文教委員会議録第二十一号 昭和三十一年三月二十八日

一

思うておりますから、そういう希有な場合について先刻以来は答弁を避けたのでありますけれども、全有権者が一人残らずみんな一党派といったような希有な場合を想像すれば、やはり住民でない人を選任するのほかならうかと存じます。

○山本(幸)委員　ともかく大臣は、その場限りの腕弁で逃れようと努力なさる、その気持には十分に同情できます。今両党で話し合いをせられて大臣は参議院に行かれるそうですから、これ以上やるということはあるいは恐縮かもしれませんが、結局はあなたの腹はこうなんでしょう。要するに、そういう賛成、反対はおのおの党の立場があつて、おのおの党の立場から反対、賛成するんですから、問題は答弁を正直に言つてもらいたい。要は任命制にすると、文部省の思う通りになるんだ、こういう答弁をなさるのが一番はつきりしていいんですから、私はそれが望ましいと思うのです。あなたの答弁にはほんとの腹を言つてもらいたいと思うのです。この辺で打ち切ります。この次に私が質問するときに申し上げます。

○佐藤委員長　この際申し上げます。文部大臣が参議院の外務委員会文教委員会連合審査会に出席を要求されております。そこで本日はこの程度にし、次会は明二十九日午前十時より開会いたします。

なお委員会後理事会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後四時四分散会

昭和三十一年三月三十一日印刷

昭和三十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局